

令和 8 年度

令和 8 年度下水管渠更生工事

東金市 南上宿 地先外

特 記 仕 様 書

東金市 都市建設部 下水対策課

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で、「令和8年度下水管渠更生工事」（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 本工事にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとし、本仕様及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、本市と受注者と協議により決定する。

第2条 用語の定義

1. 本仕様において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - （1）指示とは、本市の発議により、監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針・基準・計画等を実施させることをいう。
 - （2）承諾とは、受注者の発議により、発注者の監督職員が了解することをいう。
 - （3）協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 法令等の遵守

1. 受注者は、補修を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関連規則
- ②労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連規則
- ③消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関連規則
- ④緊急失業対策法（昭和24年法律第89号）及び同法関連規則
- ⑤建設業法（昭和24年法律100号）及び同法関連規則
- ⑥建築基準法（昭和25年法律201号）及び同法関連規則
- ⑦港湾法（昭和25年法律第218号）及び同法関連規則
- ⑧毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び同法関連規則
- ⑨道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関連規則
- ⑩下水道法（昭和33年法律第79号）及び同法関連規則
- ⑪中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）及び同法関連規則
- ⑫道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関連規則
- ⑬河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関連規則
- ⑭電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関連規則
- ⑮公害対策基本法（昭和42年法律第132号）及び同法関連規則
- ⑯騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関連規則
- ⑰廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法関連規則
- ⑱水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連規則
- ⑲酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連規則

- ⑳労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連規則
- ㉑振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連規則
- ㉒下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び同法関連規則
- ㉓雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び同法関連規則
- ㉔労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連規則
- ㉕建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び同法関連規則
- ㉖公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及び同法関連規則

2. 雇用者に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

第4条 提出書類

1. 受注者は、契約締結後14日以内に次の書類を提出し、承諾を受けた上、工事に着手すること。
 - ①着工届
 - ②現場代理人及び主任技術者届
 - ③工程表
 - ④施工計画書
 - ・職務分担表
 - ・緊急連絡表
 - ・工事計画書
 - ・使用資材届その他、本業務に必要と認められるもの。
- ⑤酸素欠乏危険作業主任者届
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付のこと。)

第5条 施工体制

1. 施工体制についての一般的事項は千葉県建設工事適正化指導要綱によるものとし、受注者は、次の各号について施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 施工体系図
 - (2) その他監督職員が必要と認めた施工体制に係わる事項

第6条 工事現場管理

1. 受注者は速やかに代理人、並びに清掃・補修技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて所定の業務に従事させること。
2. マンホール及び管路内の補修を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させて所定の作業に従事させること。
3. この工事の施工にあたっては、道路工事現場における表示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準（共通仕様書）に基づき適切な交通管理を行なうものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
4. 工事期間中は、工事区間前後に交通誘導員を適正に配置し、安全確保に努めなけ

ればならない。

5. マンホールや管渠内に出入りし、またはこれらの内部で作業を行なう場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前および作業中は常時測定し、事故防止に必要な換気等の措置を講ずること。
6. 受注者は、作業中気象情報に十分注意を払い、降雨や地震等が発生したときは直ちに作業を中止し安全対策を講じること。また、作業を再開する場合は監督職員に報告し了解を得てから再開すること。

第7条 建設副産物に関する事項

1. 受注者は建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月改定）を遵守して建設副産物の適正処理に努めなければならない。
2. 建設副産物の取り扱いについては、別紙－1によるものとする。

第8条 損害賠償及び補償

1. 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けると共に、速やかに現状復旧すること。
2. 受注者は、作業にあたり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第9条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

1. 施工に先立ち作成する施工計画に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第10条 安全・訓練等の実施状況報告

1. 安全訓練等の実施状況資料の提出は不要とし、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とするよう指示すること。

第11条 環境対策

1. 本工事の施工にあたっては、東金市環境保全条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の規定を遵守すると共に、条例に定める区域内で特定建設作業を実施する場合には、必要な届け出を当該作業開始の7日前までに行うものとする。

第12条 震災対策

1. 地震予知情報等が発令された場合は、ただちに工事を中断しその情報に応じた適切な保安処置を講ずるものとする。

第13条 創意工夫・社会性等に関する実施

1. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第14条 工期

1. 工期は雨天、休日等を見込み、令和8年12月21日限りとする。但し、工期に

は日曜、祝日等の他、作業期間内の全土曜日を含む。

第15条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第2章 材 料

第16条 材料の見本又は資料、試験及び検査

1. 工事材料において、監督職員が施工計画書及び品質証明書提出時に指示した材料は、見本を提出し、検査を行うものとする。
2. その他の工事材料においても、確認は材料確認願いを持って行われるものとする。

第3章 一 般 施 工

第17条 内面補修工

1. 本工事で採用する内面補修工法は、日本下水道新技術機構の技術審査証明を得ている工法とする。
2. 受注者は、工事施工に先立ち、使用する工法を施工計画書に明記し監督職員に提出し承諾を得ること。
3. 管内清掃については、補修材料と既存管の付着を確保するため、施工の前に必ず行うこと。
4. 施工にあたって内面補修材に、しわ、剥離等が発生しないよう既設管内に十分な圧着施工を行うこと。
5. 施工中は、下流側に止水栓を設置するなど、薬剤等が下流管に流れ込まないようにすること。また、下水道施設からの溢水事故が起こらないよう十分留意すること。
6. 特許および実用新案等工業所有権に抵触するものについては、受注者の責任において処理すること。
7. 工事写真は、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2026年版ー」に従い、工事名、撮影対象物、撮影場所等の説明事項を記入のうえ、漏れの無いよう、また十分に編集し分りやすくすること。受注者は、内面補修した全箇所をDVDに収録し監督職員に提出すること。撮影頻度については工事着手前に監督職員と協議し決定すること。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

施工条件の明示

工 事 名 令和8年度下水管渠更生工事
路 線 名
工事箇所 東金市 南上宿 地先外

東金市都市建設部下水対策課

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・特になし
用 地 関 係	・特になし
公害対策関係	・工事に伴う振動、騒音、水質汚濁、地盤沈下、粉塵等による被害を及ぼさないよう十分注意すること。
安全対策関係	・交通誘導警備員を配置し、工事車両の出入りの安全及び歩行者等の第三者の安全を図ること。
工事用道路関係	・特になし。
仮 設 備 関 係	・特になし。
建設副産物関係	・特になし。
工事支障物件等	・施工に際し、支障となる物件については必要に応じて協議を行うこと。
排水工（汚水処理を含む）関係	・特になし。
そ の 他	・本施工条件で確認できない事項は監督職員と協議すること。